

御所市告示第 137 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和 5 年 11 月 20 日

御 所 市 長 東 川 裕

特定生産緑地の解除

特定生産緑地番号	位置	面積（㎡）	解除図番号
114	御所市大字三室 127 番	181.00	NO. 3
114	御所市大字三室 309 番	309.00	NO. 3

※区域は特定生産緑地解除図の通り